

日本ヒスタミン学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本ヒスタミン学会 (Japanese Histamine Research Society; JHRS) と称する。
- 第2条 本会の事務局を〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1 国立大学法人 徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部分子薬物学分野に置く。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、生理活性物質であるヒスタミンに関する研究の発展を図るとともに、会員の相互の連携および関連機関との連絡を保ち、広く知識の交流を促進することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学術集会、講演会などの開催
 2. 関係学術団体との連絡および調整
 3. ヒスタミン研究に関する国際交流
 4. ヒスタミン研究に関する国際交流

第3章 会 員

- 第5条 本会会員は本会の目的に協力するもので次の通りとする。
- 一般会員：医学、薬学、歯学、農学、獣医学、理学、工学その他の関連領域の研究者で本会の目的に賛同する者
- 賛助会員：本会の事業を援助する個人又は法人
- 永年会員：ヒスタミン研究の発展に貢献した者で、幹事会の承認を得た者
- 名誉会員：本会の発展に特に功績のあった者で、幹事会の承認を得た者
- 第6条 会費は附則に定める。名誉会員及び永年会員は会費を納めることを要しない。
- 第7条 本会に入会を希望するものは、所在地、所属、氏名を明記し、会費を添えて本会事務局に申し込むこととする。原則として2年間会費を滞納したものは退会したものとみなす。

第4章 役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 当番幹事 1名
 3. 幹事 20名程度
 4. 監事 2名
 5. 事務担当員 若干名
- 第9条 会長は幹事の互選によって選出され、会務を統括し、幹事会の議長となる。その任期は2年とするが、ただし再任は妨げない。
- 第10条 幹事は幹事会の推薦によって選出され、会長が任命する。
- 第11条 幹事は幹事会を構成し、会の運営、庶務その他の業務を分担する。
- 第12条 当番幹事は幹事会において推薦・選出され、学術集会を主宰する。

第 13 条 監事は幹事の互選によって選出され、会務および会計の監査を行う。

第 14 条 事務担当委員は幹事会によって選出され、幹事の業務を補佐する。

第 15 条 役員は次の事項に該当するときはその資格を失う。

1. 定期幹事会時に満 65 歳を過ぎて教育・研究の職務を退いている場合
2. 3 年間連続で、幹事会等を正当な理由なくして欠席した場合

第 16 条 本会に幹事の中から選出した会計を 1 名置く。

第 17 条 学術集会および幹事会は毎年 1 回以上開催する。

第 18 条 学術集会に参加した幹事は Young Investigator Award を選考できる。

第 19 条 幹事会の定足数は、役員の三分の二以上（委任状含む）とし、幹事会の議決は出席幹事（委任状含む）の過半数の賛成をもって決定とする。

第 5 章 総会

第 20 条 本会の学術集会において、総会を開催する。

第 21 条 総会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって決定とする。

第 6 章 会 計

第 22 条 本会の事業年度費は毎年 1 月 1 日より始まり、12 月 31 日に終わる。

第 23 条 本会の会計は、会費、各種補助金および寄付金をもって充てる。

第 7 章 附 則

1) 本会則の変更は幹事会の議を経て行う。

2) 一般会員の会費は年額 3,000 円（ただし学生は 1,500 円）とし、賛助会員の会費は年額 100,000 円とする。

3) 本会則は、平成 14 年 12 月 20 日から施行する。

4) 本会則の改正は、平成 16 年 12 月 10 日から施行する。

5) 本会則の改正は、平成 19 年 2 月 10 日から施行する。

6) 本会則の改正は、平成 19 年 12 月 14 日から施行する。

7) 本会則の改正は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

8) 本会則の改正は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。